

安達峰一郎記念賞規程

(目的)

第1条 公益財団法人安達峰一郎記念財団定款第4条第1項第3号に定める事業の一つとして国際法に関する優秀な研究業績等のあった研究者に対し、安達峰一郎記念賞を授与し国際法研究の発展を図ることを目的とする。

(記念賞)

第2条 安達峰一郎記念賞として、賞状及び次の各号を贈呈する。

- (1) 正賞 銀製メダル
- (2) 副賞 100万円

(対象)

第3条 本賞の対象者は、年齢概ね50歳までの個人で、今後の研究成果の発展が期待される者とする。

2 国際法に関する優秀な研究業績で、次の各号に該当するものを対象とする。

ただし、その研究業績が原則として他の賞を受けている場合は、対象外である。

- (1) 該当年の前年1月～該当年4月に国内または国外において公表された著書
- (2) 該当年の前年1月～該当年4月に国内または国外において公表された論文
(複数年にわたり連載される論文については、最終段階の公表時点のもの)

(応募)

第4条 本賞への応募は、別に定める推薦要綱による。

(賞の決定)

第5条 本賞は、例年9月に開催する選考委員会にて決定する。

(賞の発表及び表彰)

第6条 本賞の受賞が決定した者には速やかに本人及び推薦者へ通知し、財団ホームページ及び「国際法外交雑誌」にて公表する。

2 受賞者に対する表彰は、原則11月に開催する贈賞式にて行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。